



# まっかり

# 議会だより

第 172 号

令和 2 年 5 月号

発行 / 真狩村議会

編集 / 議会広報編集委員会

## 雪の下ににんじん 収穫真っ盛り！！



4月1日 社地区



### <主な内容>

令和 2 年第 1 回定例会	2
・行政報告……………	2
・教育行政報告………	3
・一般質問……………	5
・審議結果……………	11
予算特別委員会	15
令和 2 年第 1 回臨時会	21
総務産業常任委員会	22
議会活動	24

# 令和2年第1回定例村議会

一般会計は25億8889万7千円、5特別会計を含め総額31億5128万3千円(対前年度6.6%減)の新年度予算を可決！

## 定例会の概要

令和2年第1回定例村議会は、3月9日に招集され、会期を5日間と決めた後、村長、教育長からの行政報告並びに執行方針、3名の議員による5項目の一般質問、専決処分の承認3件、条例の制定・一部改正10件、工事請負契約の変更1件、令和元年度一般会計及び特別会計補正予算5件、指定管理者の指定3件、村道路線の認定1件を審議し、原案のとおり可決しました。また、「真狩フラワーセンターの指定管理者の指定」に対する付帯決議が提出され、提案のとおり可決しました。

また、会期中に予算特別委員会に付託されていた条例の一部改正12件、令和2年度一般会計予算及び5特別会計予算6件を審議し原案のとおり可決、決議2件を審議、可決して13日閉会しました。

(村政執行方針・教育行政執行方針については、広報まっかり4月号に掲載されています。)



## 行政報告

佐々木村長

## 新型コロナウイルスの1日も早い終息を！！

### 新型コロナウイルス対策

昨年12月以降、中国湖北省武漢市から発生したとされる新型コロナウイルス関連肺炎の状況が継続的に報告されていますが、中国を除く40以上の国と地域でも感染者が確認されるようになり、その脅威はとどまる様子がありません。

日本では、2月3日に横浜に寄港したクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」で集団感染が確認され、現在、国内では、感染者が拡大する中、北海道でも増加しており、死者も出ております。

新型コロナウイルスの拡大を防ぐためには、今が重要な時期であります。村では感染拡大防止の観点から、村内の小学校・中学校を臨

時休業としています。また、村が主催となるイベントや会議等の開催の必要性を改めて検討しながら、一律の自粛をしています。

感染には、飛沫感染と接触感染が考えられることから、住民の皆様には、手洗いや咳エチケットの励行や風邪の症状がある場合は、外出も控えていただきたいと思います。特に高齢者の方や基礎疾患をお持ちの方は、人混みを避けるなど、感染予防に注意をお願いします。(令和2年3月9日現在)



## 倶知安厚生病院の改築整備計画

平成11年、第1期工事完成から遅延となっていた倶知安厚生病院第2期改築整備計画は、平成30年8月以降、関係町村と北海道厚生連の間で協議を重ねてきましたが、去る1月23日に開催された倶知安厚生病院医療機能検討協議会の臨時協議会で、協定を締結しました。

第2期整備工事では、倶知安厚生病院の累積赤字が46億円に達していること、国の地域医療構想により2025年に医療圏内の病床を機能分化し、医療機関を再編・統廃合をすることが制度化されたことで、地域医療の先行きの不透

明さも問題視されていました。

しかし、倶知安厚生病院は後志地域の2次医療を担い、総合診療科、周産期医療、人工透析を含む泌尿器科、精神神経科、救急医療及び入院機能も備えた地域センター病院として必要不可欠な医療機関となっています。

今回の協定では、概算額28億2千万円を羊蹄山麓7町村と岩内町、共和町、黒松内町が費用全額を負担することとしています。財政が厳しい中、大きな負担を少しでも軽減できるように、また、この地域の特異性を関係町村と一体となって国や道に訴えながら財源確保に努めます。

## 教育行政報告

藤澤教育長

# 新型コロナウイルスの影響で、各学校は長期休校！卒業式等行事も縮小！

## 各学校の状況

新型コロナウイルスの感染が日本国内で拡大しており、その感染者は日に日に増えています。特に、北海道の感染者が他の自治体と比較して増大していることから北海道知事の要請により、感染拡大の防止に向け、小・中学校を2月27日から3月4日までを休校としました。さらに、国からは、小・中・高校において、3月2日から春休み前日までの期間の臨時休校の要請があり、村内全ての学校で要請された期間を休校としました。

併せて、卒業式・入学式などの学校行事は、道教育局からの通知を踏まえ、状況に応じた対応を図るよう各学校へ指示しました。

この状況がいつ終息するかわからない中で、保護者の皆様には、大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

### ○小学校

毎年行っている香川県観音寺市との小学生の作品交流では、1月21日から2月28日まで真狩小学校、公民館、御保内小学校の順に展示しました。

2月4日には、御保内・真狩小学校で1日体験入学を実施しました。4月には、御保内小学校で2名、真狩小学校で15名が、新入学の予定です。

スポーツ少年団活動では、1月に江別市で開催された「北海道小学生選抜優勝大会」に出場したバレーボール少年団が、予選を勝ち抜き、決勝トーナメントに進みましたが、残念ながら2回戦で敗退しました。

### ○中学校

1月に名寄市で開催された「全道クロスカントリー大会」では、団体リレーで2位となりました。また、個人フリーで1位、クラシカルで3位となった男子生徒が、クラシカルで10位となった男子生徒とともに、2月に長野県で行われた「全国中学校スキー大会」に出場し、個人フリーで4位、クラシカルで5位となり、昨年を上回る成績を残しました。

### ○高校

1月に函館市で開催された「南北海道学校農業クラブ連盟実績発表大会」では、本校から4部門に出場しましたが、僅かに届かず、全国大会出場を果たすことはできませんでした。

2月6日には、4回目のジュニア豆腐マイス

ター講習会が開催され、1年生34名が豆腐マイスターに認定されました。

2月17日には、本村農業後継者となる3年生男子生徒2名の「担い手激励会」が開催されました。本村農業の若き後継者として、今後の活躍を大いに期待します。

3月2日には、新型コロナウイルス感染防止対策により、延期となっていた卒業式を実施しました。当日は、道教育局の通達により、感染防止に向けた対応を施す中、卒業生と教員のみでの縮小した卒業式となりましたが、3年生にとっては、高校生活最後の行事を終えることができました。



▲担い手激励会

## 学校教育の主な取組

### ○いじめ・不登校対策

学校に来られなくなった子どもの原因を背景に、重大な事態と認識し、調査委員会を12月5日に設置し、これまでの課題と再発防止に向けた対応についての調査・協議が行われ、報告書が提出されました。

それを受け、各学校に対し、「いじめ問題に関する指導の徹底」を通知し、1月23日には、後志教育局指導監による教育委員会、全教職員を対象とした村内合同研修会を開催しました。

今後は、調査委員会の報告書を真摯に受け止め、「いじめは絶対許されないこと」「どうすればいじめをなくすることができるのかを考えさせる」指導に併せ、「一人一人が思いやる、気遣う優しい気持ち」を育み、いじめ根絶に向けた継続的な取組を進め、いじめ又はいじめの疑

いがある場合は、迅速にチームを編成し、組織的な行動で対応を図ります。

### ○学校間連携事業

2月5日に高校生が中学校に出向き、プロジェクト発表の出前講座を開催しました。

### ○真狩高校の運営

今年度の入学試験の出願状況は、30名で0.8倍となりました。3月4日に入学試験が行われ、3月17日に合格が発表される予定です。

今年度の進路状況は、3年生26名全員が、進学・就職の内定を受けています。

年々増加している寄宿舎使用料や給食費等の滞納に対する対策は、大きな課題の一つです。これまで徴収に向けた対応を図ってきましたが、問題の解決に至っていないのが現状です。

今後は、滞納解消に向け、一歩踏み込んだ規則等の制定により、徴収業務を強化する中で、適正な学校経営に努めます。

## 社会教育

1月9日に真狩書道会の協力を得る中で、新春書初め会を開催し、多くの児童が参加しました。

1月12日には、真狩村成人式を開催し、次世代を担う13名の新成人が出席しました。

1月29日には、平成30年度の真狩村教育委員会の活動状況に関し、評価委員により点検・評価がなされました。いただいたご意見、指摘

事項は、次年度の課題として取り組みます。

2月10日には、令和元年度のスポーツ表彰審議会を開催し、スポーツ賞に3団体2個人、奨励賞に4団体2個人、振興賞に2個人の表彰を決定しました。スポーツ表彰式を開催し、表彰を行う予定でしたが、新型コロナウイルスの発生により、学校・団体へ依頼し、個々への伝達による表彰としました。

2月16日には、文化団体協議会の主催で第42回真狩村芸能発表大会が開催されました。当日は、天候にも恵まれ、多くの方々のご観覧

をいただく中で、各学校及び真鶴会、有志の皆様のご協力により、盛況のうちに終了しました。

「第3期真狩村子どもたちの読書活動推進計画」が令和元年度に期限を迎えることから、昨年4月に第4期の本推進計画策定について諮問していました。2月21日に策定委員長から答申があり、その間、パブリックコメントを得る中で、向こう5年間の「第4期真狩村子どもたちの読書活動推進計画」が策定されました。これからの時代、子どもたちには、教科書を読む力を養うことが重要と考え、幼児の頃から、本を読む楽しさ・習慣を身に付けさせ、本に親

しむ環境の充実に努めます。



▲新春書初め会

## 一般質問

3名の議員から5項目について質問がありました。その内容を要約してご紹介いたします。

### 真狩フラワー振興公社の運営体制について

**Q** 財政健全化計画策定から1年が経過し、残り4年間、どのような考えで運営するか。

**A** 真狩村の新鮮、安全な農産物の提供などで、他にはない魅力ある施設を目指していきたい。

#### 質問 陰能議員

昨年9月の定例会の一般質問で、フラワー振興公社の運営体制について質問した際、財政健全化計画に向けての体制と将来的な運営のあり方等の考えを示された。



早くも年度末となったが、この1年間、実際にやってきてどうだったのか。また、昨日の本会議では、向こう5年間の真狩フラワーセンターの指定管理者の指定の議決をした。そして、財政健全化計画の最終年度に向けては、残り4年となったが、今後、どのような考えの中で運

営していくのか。

#### 答弁 村長

真狩フラワー振興公社の運営は、地方公営企業等経営アドバイザーの意見を参考に、昨年5月に財政健全化計画を策定し、その指針を基本に運営を行っている。



本年度の経営は、園芸部門では、昨年を若干上回り、農産品の販売では、来場者の減少もあり、売上は例年より下がっている。その中で、農産品を中心とするふるさと納税の取扱いが昨年より伸びており、また、一昨年から管理しているシェアハウス（宿泊施設）の宿泊料や管理料等も順調に伸びている。

本年度は、春先からセンター長の配置や従業員の新入りを進め、職員体制を構築し、積極的な販売を行ってきたが、年明けからは、人員不足の中で厳しい運営となっている。

今年は、早急に求人を行い、運営体制の確立を図るために人材の確保に取り組んでいるが、現実には厳しい状況となっている。しかしながら、本村の観光振興の中核的施設としての役割を果たすべく、村からの指定管理を受諾し、今後5年間の指定管理期間を観光PRや道の駅連絡協

議会などによる地域連携、真狩村の新鮮、安全な農産物の提供や独自イベントの開催など、他にはない魅力ある施設を目指して集客を図っていききたい。

#### 質 問 陰能議員

村長の執行方針では、「計画で定めた数値には届かなかった。」と話されていたが、昨年議会に示された中間報告の時点では、前年度と同程度の売上げがあった。目標値が高すぎたのではないかという取り方もあるが、計画と実績について、どのように考えるか。

村長は、現場担当者の業務が、園芸品の仕入れや、事務作業など多岐にわたっていたと発言されていた。やはり、地元の物ではない花の仕入れなどが負担になっていたのではないか。村長は以前、花き部門よりも農産物にシフトしていきたくて発言していたが、今年1年やってみて実際どうだったか、そして現在、どのように考えているか。

#### 答 弁 村 長

今年度の売上げは、9月中旬くらいまでは前年並みに推移していた。その後、冬場の入込みは例年減少するが、今年は、特に新型コロナウイルス等々の影響もあり、非常に入込みが少なく、後半のセンターハウスの中の売店部門の売上げが落ちている。健全化計画の初年度の目標は、前年度実績の5%アップの数字で、決して高い数字とは思っていない。しかしながら、実際には目標には届かず、前年度の実績も下回る最終結果になると予測される。今後は、目標は据え置き、それに近づけるべく頑張っていかなければならないと思っている。

現場のセンター長の業務は、花の仕入れは週に1~2回で、あとはセンター内の見回りや配達の手配などを行い、決して過重労働とは思っていない。現在、地元の切り花の出荷が8月だけなので、それ以外はどうしても札幌の市場から仕入れることになる。昨年度の花の売上げ利益は500万円程度出ており、花き部門は赤字ではないが、フラワーセンターの今後の運営については、真狩村の農産物を多くの人に買っただけのようにPRし、シフトを移していく考えである。ただ、「道の駅真狩フラワーセンター」という名前から、花き部分をすぐになくすることは考えられない。名前を変えるという発想も出てくると思うが、それは最終的な手段

であり、20年少しの間「真狩フラワーセンター」という愛着のあるネーミングを即座には変えることはできないと考える。仮に花の部門をやめたときに、「フラワー」という名前を活用できる方法があるのかも、今後、模索していきたい。

#### 質 問 陰能議員

村長の「フラワー」を守りたい気持ちも分かるが、平成9年の開設から、これだけ長い年月を経過して、当初思い描いていたことと今の時点では、少し差があるのではないか。現実には、8月には真狩村の主要製品の切り花がメインとしてあるが、年中通して花をやるということに運営上無理があるのなら、やはり改善していくことも必要ではないか。

#### 答 弁 村 長

確かに8月の切り花以外は、札幌市場の方から花の仕入れをしなければいけない現状の中で、花き部門を続けることに固執するものではないが、できれば「道の駅真狩フラワーセンター」の名前は変えたくないという思いがある。そのことから、あそこにある圃場を花畑にして、訪れた皆さんに楽しんでいただければ、それで「フラワーセンター」という名前の位置付けも出来るのかなと思っている。



▲3月下旬のフラワーセンターに並ぶ雪の下にんじん

**議会は公開が  
原則です!**

公民館図書室に会議録の写しを置いてありますのでご覧下さい。

## 第5世代移動通信システム（5G）について

**Q** 令和2年度に第5世代移動通信システム（5G）の実現を目指す考えはないか。

**A** 地域課題の解決に向け、国の動向や支援策、財政状況を見極めながら、利活用の方法等の検討を進めていく。

### 質問 大町議員

近年、我が国の移動通信システムの契約数は大幅に増加し、情報量に対応するため、第4世代移動通信システム（LTE、4G）の高速化や、本年には第5世代移動通信システム（5G）等の次世代通信システムの導入が期待されている。



5Gでは、超高速、超低遅延、多数同時接続が可能となり、瞬時のダウンロードや、リアルタイムで遠隔地からロボット等の操作も可能となる。そして、全ての電化製品や自動車が常に接続されることにより、外出先から自宅の施錠や家族の安否確認、自動車の自動運転が可能になる。また、現在本村でも普及しているGPS自動操舵ガイダンスシステムのトラクターでは、電波障害の問題もなくなり、遠隔制御によるカメラ映像での農場管理や、ドローンによる農作物の生育状態を把握できるようになる。酪農では、家畜の体調管理を遠隔で獣医が確認できるなど、多くの利点がある。

村長は、本村において、令和2年、第5世代移動通信システム（5G）の実現を目指す考えはないか。

### 答弁 村長

第5世代移動通信システム（5G）は、国が新年度予算の基本方針に掲げている超スマート社会であるSociety（ソサエティ）5.0、いわゆる狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く5番目の新たな社会として、IoT（モノのイ

ンターネット）、ビッグデータ、AI人工知能を活用し、遠隔医療や自動走行車両など、現実空間と仮想空間を融合させることで、様々な地域課題を克服し、また、新たな価値を生み出すことを実現させるための基盤となるもので、都市部はもとより、本村のような過疎地域にとって、医療、教育、農業、働き方改革、産業等様々な分野での活用が見込まれており、今後の技術の発展に大いに期待している。

5Gの利活用については、これまでに官民連携のもと、様々な実証実験が行われており、一部の地方公共団体では、独自に5Gを利用したサービスの実証実験が実施されているようである。

また、本村でも、農業分野で、GPS自動操舵トラクターの導入に対して助成するなど、スマート農業の推進に努めている。

5Gの提供は、この3月から商用サービスが開始され、国は2023年度末には、全国の98%まで展開される計画を立てているが、民間の通信事業者が国の認定を受けて、特定基地局を整備しなければ利活用ができないため、国や通信事業者の動向を踏まえつつ、地域課題の解決に向け、財政状況や国の支援策を見極めながら、どのように利活用していくべきか検討を進めていく。大変夢のある画期的な技術に対しては、大いに活用していかなければならないと考える。

### 質問 大町議員

行政や企業などが、自ら5Gシステムを構築する場合、ローカル5Gという名前で設置することが可能で、総務省の登録が必要となるようだが、ローカル5Gの設置について、どのように考えるか。

### 答弁 村長

今年に入り、総務省による道内の首長を対象にした5Gを活用する施策についての研修会があり、参加してきた。その中で、各自治体や民間が行っている実証実験の画像を拝見し、非常に画期的だという感想を持った。ただ、10キロ四方にアンテナがなければ使えないということで、地方においては、まだ先のことだろうという思いをしていた。しかしながら、ローカル5Gについては、これからいろいろ調査をさせていただきながら、コストの掛からない方法で真狩村が取り組めるのであれば、第5世代の情報通信も活用していかなければならないと考

る。

#### 質問 大町議員

真狩村はすばらしいことに、全域でインターネットの光回線が整備されているという利点があり、そうした場合、アンテナの設置が容易だと聞いている。アンテナの大きさもピザの箱くらいの小さな箱を置くだけで可能だと言われている。

総務省等の利用料金の発表はまだされていないが、今後、アンテナを設置することにより、村の税収増となる可能性もあると考えられるが、村長の考えを伺う。

#### 答弁 村長

5Gを活用した実証実験の中で、府県の方では、イノシシなどの鳥獣被害対策に非常に効果が出たという報告もあるので、本村でもシカ、アライグマ等々による被害の減少にも活用できれば良いと思う。ただ、詳細については、まだ担当の方でも把握していないので、もう少し勉強をさせていただき、税収が増えることによつてつながるのかも含め、これから調査研究を進めさせていただきたい。

### 子供の一時預かりについて

**Q** 1時間500円の料金設定を見直す考えはないか。

**A** 利用ニーズの把握と受入れ体制の協議を重ね、引き続き検討していく。

#### 質問 福田議員

国では、昨年10月より、少子化対策の観点などから、幼児教育・保育の無償化が始まった。本村では、平成27年度から令和元年度までの5年間、保育所利用者負担金を国の定める額から55%減額をし、さらに令和2年度から令和4年度までの3年間、減額率を73%に



引き上げ、保育所利用者負担金が無償とならない子育て世帯の支援を行うこととしている。

子供の一時預かりについては、昨年3月にも質問をし、預かり時間が昨年9月までは10時開始だったのが、昨年10月からは9時開始となり、改善された。しかし、料金については1時間500円で改善がなく、他町村と比較すると高めの料金設定のままである。昨年村長は、「令和2年度以降に十分検討して取り組みたい。」と答弁された。以前から、1時間500円は高いので改善してほしいという多くの子育て世代の声を聞いている。山麓の他町村では4時間以内1000円という料金設定が多い中で、村長の考えを伺う。

#### 答弁 村長

一時預かり事業は、平成27年7月から現在の姿になり、基本的に3歳児から5歳児を認定こども園まっかり保育所内で行い、0歳児から2歳児を子育て支援センターで行っている。

子育て支援センターでの一時預かりは、支援センターの業務や事業等の見直しを行う中で、令和元年10月から開始時間を午前10時から9時に改正し、利用環境を整えてきた。

本年度2月末までの利用状況は、保育所では8世帯、延べ18件で、利用時間は、1時間が14件、2時間が3件、3時間が1件となっている。子育て支援センターでは4世帯、延べ19件で、利用時間は、2時間が1件、3時間が15件、4時間が3件となっており、昨年と比較し、2世帯減、延べ件数で11件減となっている。

最近の傾向では、1歳到達までは支援センターを利用しながら、必要な時には一時預かりを利用し、保育所に入所するという流れにあり、利用者は減少している。

昨年の一般質問では、「令和2年度以降に十分検討し、取り組みたい。」と答弁したが、様々な利用者ニーズの把握や利用希望が多くなった場合の受入れ体制、さらに本年4月からスタートする第2期真狩村子ども・子育て支援事業計画も考慮しながら、引き続き検討を続けていく。

#### 質問 福田議員

本村も少子化が進んでいる中で、若い世代が子どもを産み育てるために、万全の支援体制を整えることは、村としても必要ではないか。私は、1時間500円の料金設定は高いのではないかと、開設当初から発言してきた。利用された

方々からは、村外に出て病院や買い物に行くとなると、到底1時間では無理だという話を聞いている。3時間預けると1500円になり、利用しづらいとも聞いている。3時間以上預ける方が少ないということだが、様々な場面で利用を必要とする父母のために料金を改定していくべきではないか。真狩村が移住定住に視点に置き、子育て支援にしっかり取り組んでいる村ということ打ち出すためにも、たとえ利用者がいなくても、1時間500円の設定は改定すべきではないか。

#### 答 弁 村 長

今年度の現在までの一時預かりの利用料は、子育て支援センターで2万9500円、保育所で1万1500円であり、たとえ料金を下げても体制に影響はないかもしれないが、一時預かりを始めた理由として、議員も言われたとおり、病院や買い物に行くときに子どもを預けられる所が欲しいということから始まっており、それならせいぜい1時間、2時間で用が足りて、この利用料金でなんとか利用していただけるのではないのかなということだった。近年は、当初想定していた目的とは違う目的での利用があるとも聞いているので、今後、料金設定については再度検討を重ねていきたい。

#### 質 問 福田議員

例えば、隣町の病院に通院する場合、到底2時間では済まないし、併せて買い物をしてとなると、3時間でも足りなくらいである。せっかく預けたので、いろいろな用事を足してこようという方もいるのではないか。

いかなる理由で子どもを預けるかは、それぞれの方の考えのもとに、いつも預けるわけではなく、たまにはそういう形の中で預けたいということもあると思う。

令和2年度から、保育料の軽減措置を村が打ち出したが、子育て支援の観点から、一時預かりの料金も同じく見直していくべきではないか。

#### 答 弁 村 長

子育てに対する出費と考えれば、保育使用料を見直したことにより、全体的には下がることになる。その中で、一時預かり料金だけを改正しないのも道理に合わないとも考えるので、そういうことも含めて今後検討させていただきたい。

## 学童保育について

**Q** 不定期の土曜開所を、固定化する考えはないか。

**A** 職員確保の観点から固定化は難しいが、開所日程はできるだけ早く周知したい。

#### 質 問 福田議員

放課後児童クラブでは、月1回の土曜保育を行っているが、開所日が不定期で利用しづらいとの声がある。利用する保護者から、月のうちの第何週目の土曜日に学童保育をするということが分かっているならば、計画も立てやすく、利用しやすくなるという意見もあるが、開所日程を固定化する考えはないか。

#### 答 弁 村 長

放課後児童クラブは、学年の異なる集団を作り、遊びを中心としながら人との関わり方や生活の体験を通じて、知恵や社会性を育むことができる児童のための場であるとともに、安心して子育てをしながら就労等をする保護者のための重要な施設の一つである。

放課後児童クラブの開所は、月曜日から金曜日までの下校時から午後6時まで、学校の長期休暇期間等は午前8時30分から午後6時まで実施している。また、土曜日は、不定期だが月1回開所し、児童の受入れを行っている。

現在、放課後児童クラブの運営は、放課後児童支援員3名の臨時職員と数名のパートタイムの臨時職員により、受入れを行っている。法律により、放課後児童支援員は、資格が定められていることもあり、人材の確保に毎年苦慮している現状がある。

このような状況の中、毎月の土曜日の保育は、支援員等の確保の事情から、不定期での運営としている。なお、土曜日の開所日は、小学校の行事日程も考慮し、前月の下旬にお便りなどにより事前に保護者の方への周知を行っている。

#### 質 問 福田議員

支援員の確保が大変なことは理解するが、利用者にとっては、定期に決まっていたほうが良いと思う。それが難しいのであれば、できるだ

け早い時期に開所日を示す必要があるのではないか。

学校では、年度の当初に大体1年間の行事予定が保護者に配布され、村の行事も早々に決定される中で、住民課や教育委員会等々と横の連携を持ちながら、早い時期の土曜保育の実施計画を立てることはできないか。

施設についても、平日は保健福祉センターを使用しているが、例えば、公民館なども土曜保育に使用することも一つの方法なのかと思う。

支援員の方々には、本当にご苦勞をいただいて放課後児童クラブを運営されていることに敬意を表すが、利用しやすい形での開所となることを願う。

### 答 弁 村 長

支援員の確保もままならない状況の中ではあるが、ご指摘のとおり、年度初めに確定する学校等の行事も参考にしながら、3か月だとか半年前など、できるだけ早い時期に保護者に周知をするなど、より利用しやすいような手立てを検討したい。



▲放課後児童クラブでお弁当づくり

## 保育所の一本化について

**Q** 御保内へき地保育所と認定こども園まっかり保育所の一本化は、何年度実施を目標とするか？

**A** 令和3年度実施に向け取り組みたい。

### 質 問 福田議員

村長は、今年1月に各地区で行った村政懇談会の中で、認定こども園まっかり保育所と御保内へき地保育所の一本化を打ち出した。また、「令和2年度 村政執行方針」の中でも、様々な課題から「一本化に向け準備を進めてまいります。」と示された。地区、保護者との話し合いや課題はあるが、何年度頃をめどとして一本化をする考えか。

### 答 弁 村 長

御保内へき地保育所は、交通条件等に恵まれない地域における農繁期等の時期に保育を必要とする児童の福祉の増進を図るため、昭和40年に開設されて以来、毎年4月から11月までの8か月間、地域の保護者や関係機関の協力をいただきながら開所し、令和元年度は、8名の子どもが利用した。

しかし、近年は保護者の就労状況の変化により、冬期間も保育の必要性があるため、へき地保育所閉所の間、12月から3月までは認定こども園まっかり保育所を利用する子どもが増加している。また、交通条件の変化により、開設当時と比較すると認定こども園まっかり保育所への通所の負担は、軽減されていると考える。

本年1月に行った村政懇談会の中で、「国内では働き方改革が進む中、保育所の利用が増え、保育現場においては、保育士の確保が厳しい状況になっていることから、本村においては、2か所の保育所を一本化していく。」と、各地区で表明させていただいた。

令和2年度は、通常のへき地保育所として開所し、地区や保護者の方にも近年の利用状況や保育体制へのご理解をいただき、令和3年度の保育所の一本化を目標とし、今年度は、その準備を進めていく。

### 質 問 福田議員

人口減少の中で、私も常日頃から保育所は一本化していくべきではないかという思いを持っていた。その中で、何度か一本化に向けての質問をさせていただいたが、この度、村長は令和3年度から保育所の一本化を行うと決断された。将来を担う子どもたちが心身ともに健全に成長するには、ある程度の集団の中で保育が行われることが大切なことなので、地域や保護者の理解を得る中で、令和3年度の保育所の一本化に向け進めていただきたい。

## 答 弁 村 長

1月の当該地区での村政懇談会の中で、保護者や家族の方から、一本化に対して、いろいろな意見や質問をいただいたが、様々な課題解決のために令和2年度を準備期間とし、令和3年度の本一本化に向け取組を進めるべく頑張っていくことをお誓いする。



▲御保内へき地保育所発表会

# 第 1 回 定 例 会 審 議 結 果

3月9日

### ■承認第1号

専決処分の承認を求めることについて（令和元年度 真狩村一般会計補正予算「第8号」）  
…………… 報告承認  
自治功労者弔慰金等10万1千円を専決で追加し、予算の総額を27億8744万8千円としたものです。

### ■承認第2号

専決処分の承認を求めることについて（令和元年度 真狩村一般会計補正予算「第9号」）  
…………… 報告承認  
中体連全道スキー大会出場補助金44万7千円を専決で追加し、予算の総額を27億8789万5千円としたものです。

### ■承認第3号

専決処分の承認を求めることについて（令和元年度 真狩村一般会計補正予算「第10号」）  
…………… 報告承認  
全国中学校スキー大会出場補助金49万8千円を専決で追加し、予算の総額を27億8839万3千円としたものです。

### ■議案第1号

真狩村地方創生推進会議設置条例の制定について  
…………… 原案可決

### ■議案第2号

真狩村スポーツ表彰条例の制定について  
…………… 原案可決

### ■議案第3号

真狩村地域福祉計画策定委員会設置条例の制定について  
…………… 原案可決

### ■議案第4号

真狩村保健福祉審議委員会設置条例の制定について  
…………… 原案可決

### ■議案第5号

真狩村子ども・子育て会議設置条例の制定について  
…………… 原案可決

### ■議案第6号

真狩村国民健康保険条例の制定について  
…………… 原案可決

○議案第1号から議案第6号までについては、平成2年度から実施される会計年度任用職員制度に伴い、各種委員の立場を明確にするために、これまで規則や要綱で運用していたものを、新たにこれらの条例を制定するものです。

■議案第7号

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

…………… 原案可決

平成2年度から実施される会計年度任用職員制度に伴い、所要の改正をするものです。

■議案第8号

特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正について

…………… 原案可決

地方自治法の改正に伴い生じた項ずれを整理するものです。

■議案第9号

真狩村営住宅管理条例の一部改正について

…………… 原案可決

平成2年度から実施される会計年度任用職員制度に伴い、これまで規則で運用していた入居者選考委員会委員の立場を明確にするために、本条例に盛り込むものです。

■議案第10号

真狩村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

…………… 原案可決

国の基準の改正に伴い、関連条文の一部を改正するものです。

■議案第11号

工事請負契約の変更について

…………… 原案可決

平成31年3月11日に議決した「真狩村特定環境保全公共下水道真狩村浄化センターの建設工事委託に関する協定」について、日本下水道事業団が行った工事契約における設計変更により、契約金額を5604万円（変更前6410万円）に変更するものです。

■議案第12号

令和元年度 真狩村一般会計補正予算（第11号）…………… 原案可決

ふるさと応援寄付金促進事業報償200万円追加、真狩小学校ボイラー更新工事416万2千円減額、ひかり団地造成工事301万9千円減額、公共下水道事業特別会計繰出金307万円減額、寄宿舎給水設備改修工事221万8千円減額、村有

林植栽事業191万4千円減額、羊蹄山ろく消防組合負担金176万8千円減額、俱知安斎場共同利用負担金138万3千円減額など、合計3391万円を減額し、予算の総額を27億5448万3千円とするものです。

■議案第13号

令和元年度 真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

…………… 原案可決

後志広域連合負担金22万7千円追加、特定健診委託26万4千円減額などで、合計5万1千円を減額し、予算の総額を1億4496万1千円とするものです。

■議案第14号

令和元年度 真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

…………… 原案可決

脳ドック委託38万5千円を減額し、予算の総額を3157万円とするものです。

■議案第15号

令和元年度 真狩村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

…………… 原案可決

配水管布設替工事2303万2千円減額、配水管布設替工事に伴う給水管接続工事286万2千円減額、配水管布設替工事実施設計業務委託75万4千円減額など、合計2707万8千円を減額し、予算の総額を2億3916万9千円とするものです。

■議案第16号

令和元年度 真狩村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

…………… 原案可決

浄化センター電気設備工事806万円減額、浄化センター維持管理業務委託201万6千円減額、下水道管渠新設工事165万1千円減額など、合計1172万7千円を減額し、予算の総額を1億6675万円とするものです。

■議案第17号

真狩フラワーセンターの指定管理者の指定について

…………… 原案可決

○指定管理者に管理を行わせようとする公の施設

名 称 真狩フラワーセンター  
場 所 真狩村字光8番地3ほか8筆

○指定管理者となる者の名称

株式会社 真狩フラワー振興公社  
代表取締役 石川 均

○指定の期間

令和2年4月1日から5年間

◆議案第17号は、討論がありました。

討論の後、賛成者の起立によって採決を行い、起立者多数で可決されました。

その後、議案第17号に対する付帯決議が提出され、全会一致で可決されました。

【反対討論】 久保田伸一議員

ただいまの指定管理者の指定について、反対します。昨年6月の定例会の一般質問で、私は村長に対して「政治生命をかけてやる覚悟はあるか。」という質問をして、村長は「全てに政治生命をかけている。」という答弁をした。あれから1年が過ぎ、今年度の村政執行方針では、「フラワーセンターの健全化計画の売上目標には届きませんでした。」と述べている。実際にまだ決算は終わっていないが、1年間努力したが結果は出なかったと解釈した。さらにこれから指定を受けても、期待はできないのではないかという判断で反対する。

【賛成討論】 陰能裕一議員

私は、遺憾ながら、条件付きで賛成します。この事業については、先ほどの提案理由の説明にもあったとおり、継続した事業であり、他に選択肢がない状態にあるのではないかと思います。消極的な理由だが、賛成する。

### 「議案第17号 真狩フラワーセンターの指定管理者の指定について」に対する付帯決議

この度、真狩フラワーセンターの指定管理業務を委託した「真狩フラワー振興公社」は、平成9年に開設した当施設の管理運営業務を担うために、真狩村が出資する第三セクターとして設立し、平成18年に指定管理制度が開始されてからも、今日まで委託契約を継続しているという実績がある。

しかし、近年の同社の運営は必ずしも健全とは言えず、令和元年には、労働基準監督署から調査が入り、元職員に対する前年の超過勤務分

の支払い命令、勤務体制是正の勧告などを受けている。また、平成30年度途中からセンター長が不在の期間があり、令和元年度から新センター長を迎えたが、今年1月から再び不在となり、職員体制は全万な状態とは言えない。

今年1月に発生した盗難事件では、一時、約60万円の被害を受け、その状況から村民の信頼は著しく損なわれるものとなった。そもそも、夜間無人となる施設に高額現金を保管していることが問題であり、日ごろの管理運営体制の甘さがあったのではないと思われる。

このように真狩フラワー振興公社は多くの問題を抱えているが、現時点で他の事業者に出向きの指定管理業務を委託することは現実的に難しいと考えることから、この度の議決に至った。

ただし、今後、真狩フラワーセンターの指定管理業務を請け負うにあたっては、真狩フラワー振興公社は職員体制の是正を早急に行い、日常業務においても二度と不祥事を起こさせないような万全の体制で臨み、村民の信頼回復に努め、さらに職員一丸となって、業務に当たることを求めるものである。

以上、決議する。

### 付帯決議とは

議会の議決にあたってその議案に付随的に付けられる意見や要望の決議のこと。

議案に対し、賛成・反対だけでは、議会の意見が十分表明し尽くせない場合などに、議会が意思表示するために行うものです。

### ■議案第18号

真狩村世界のユリ園の指定管理者の指定について

…………… 原案可決

○指定管理者に管理を行わせようとする公の施設

名 称 真狩村世界のユリ園  
場 所 真狩村字緑岡171番地ほか

○指定管理者となる者の名称

真狩村商工会  
会 長 島口 勝

○指定の期間

令和2年4月1日から5年間

### ■議案第19号

真狩村温泉保養センターの指定管理者の指定

について

- ..... 原案可決
- 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設
    - 名 称 真狩村温泉保養センター
    - 場 所 真狩村字緑岡174番地3ほか
  - 指定管理者となる者の名称
    - 真狩村商工会
    - 会 長 島口 勝
  - 指定の期間
    - 令和2年4月1日から5年間

## ■議案第20号

### 村道路線の認定について

- ..... 原案可決
- 路線名 ひかり団地中央通
  - 起 点 字光39番地20
  - 終 点 字光39番地5
- \* ひかり団地宅地造成に伴い、道路延長95.1mを新設し、村道として認定するものです。

## 決 議

次の決議を可決し、本村議会の意思表示を行いました。要旨は、一部要約してあります。

### ○ 決議の件名 「民族共生の未来を切り開く」決議

#### ○ 内容

アイヌ文化の復興・発展の拠点としてウポポイ（民族共生象徴空間）が北海道白老町ポロト湖畔に、4月24日誕生する。

先住民族アイヌを主題とした日本初の「国立アイヌ民族博物館」と「国立民族共生公園」等からなるこの施設は、国では年間来場者100万人の目標を掲げ、道内においては官民一体となって誘客活動に取り組んでおり、道内各地のアイヌ文化振興の取り組みや食・観光等の地域の多様な魅力とつながることにより、国内外への総合的な情報発信の強化となり、国民理解の促進が大きく期待される。

また、北海道を訪れる観光客のさらなる増加は、新たな産業の創出・既存産業の活性化など相乗効果も期待される場所である。

よって、真狩村議会は、ウポポイ開設を機に、アイヌの人々の誇りが尊重される社

会の実現が図られ、北海道が魅力ある大地であり続けるため、真狩村民の協力を得て「民族共生の未来を切り開く」決意をここに表明する。

### ○ 決議の件名

#### 訪日外国人等に係る倶知安厚生病院に対する認定要件の見直し特例を求める要望決議

#### ○ 要旨

訪日外国人は年々増加傾向にあり、2018年では31,191,856人（独立行政法人 国際観光振興機構による推計）、羊蹄山麓における外国人宿泊延数は807,172泊だった。

こうした状況下で、羊蹄山麓の医療の中核を担う倶知安厚生病院では、訪日外国人に対する医療提供が求められ、その必要性はますます大きくなっている。

現在、訪日外国人に対する医療は自由診療として行われており、通常は価格設定の制限はないが、倶知安厚生病院は税制上優遇措置を受けていることから、自費診療でも社会保険診療報酬と同一の基準での請求が求められ、訪日外国人に対して、労力と費用に見合った診療費を請求することができない。

訪日外国人の診療のためには、医療通訳や多言語に対応した院内案内、医療従事者への外国人対応研修等を準備する必要があるほか、診療内容・方針の説明に対する患者の理解・承諾に相当な時間を要する。

一部(通訳等)の請求が認められているが、些少であり、病院経営に負担がかかっているのが現状である。

倶知安厚生病院は、羊蹄山麓町村や隣接する町村の中核的な医療を担い、公的医療機関・地域センター病院・災害拠点病院・原子力災害医療協力病院として、地域住民に対する医療提供体制の維持が求められている。

こうしたことから、倶知安厚生病院には安定的な経営が求められており、訪日外国人に対して費用に見合った額を請求できるようになることが必要である。

以上の趣旨により、本議会は訪日外国人等に係る倶知安厚生病院に対する認定要件の見直し特例を求める立場から、決議をもって関係機関に強く要望する。

# 予算特別委員会

## 令和2年度当初予算を全会一致で可決！！ 消費税増税に伴い、各種料金が改定されました。

令和2第1回定例会（3月10日）で予算特別委員会に付託された令和2年度一般会計ほか5特別会計予算と条例12件は、3月10日から13日まで、慎重に審査を行いました。特別委員会では、合計162件の質疑の後、委員会採決を行い、18件全てを全会一致で可決すべきものと決定しました。

### ◎委員会構成（議長を除く全議員）

- ・委員長 福田 恵子
- ・副委員長 安藤 義明

### ◎審査期日

- ・令和2年3月10日・11日・12日・13日  
(4日間)



### ◎審査の結果

令和2年度 各会計予算……………原案可決

(単位：千円)

会計区分	令和2年度 当初予算	平成31年度 当初予算	増減	伸び率
一般会計	2,588,897	2,733,859	△144,962	△5.3%
国民健康保険事業特別会計	154,315	136,282	18,033	13.2%
国民健康保険診療所事業特別会計	22,989	26,983	△3,994	△14.8%
後期高齢者医療特別会計	33,553	30,853	2,700	8.8%
簡易水道事業特別会計	230,924	269,494	△38,570	△14.3%
公共下水道事業特別会計	120,605	177,281	△56,676	△32.0%
合計	3,151,283	3,374,752	△223,469	△6.6%

### ■議案第21号

真狩村国民健康保険税条例の一部改正について

……………原案可決

北海道が示した標準保険税率を踏まえた国民健康保険税率に改正するとともに、地方税法の一部改正に伴う課税限度額や軽減判定基準額の見直しなど、文言の整理を含め所要の改正をするものです。

### ■議案第22号

真狩村手数料徴収条例の一部改正について

……………原案可決

産後ケア訪問事業に伴う事業手数料に対する利用負担の適正化を図るために、料金を改定するものです。

### ■議案第23号

羊蹄レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

- ..... 原案可決
- 議案第24号  
真狩村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について  
..... 原案可決  
収集・運搬処理をする可燃ごみ及び不燃ごみ袋の指定容器「大」の容量の変更と、自己搬入の処理手数料の見直しなどを行うものです。
- 議案第25号  
真狩村農業委員会事務処理手数料条例の一部改正について  
..... 原案可決
- 議案第26号  
真狩村世界のユリ園設置及び管理に関する条例の一部改正について  
..... 原案可決
- 議案第27号  
農業経営基盤強化促進事業に関する嘱託登記手数料条例の一部改正について  
..... 原案可決
- 議案第28号  
真狩村有草地改良施設牧野条例の一部改正について  
..... 原案可決

- 議案第29号  
真狩村温泉保養センター設置及び管理に関する条例の一部改正について  
..... 原案可決
- 議案第30号  
真狩村簡易水道事業給水条例の一部改正について  
..... 原案可決
- 議案第31号  
真狩村公共下水道条例の一部改正について  
..... 原案可決
- 議案第32号  
真狩村雑用水給水条例の一部改正について  
..... 原案可決

議案第23号及び議案第25号から議案第32号までについては、令和元年10月1日から消費税が10%に引き上げられたことに伴い、それぞれの料金改正を行うものです。



▲本会議で予算特別委員長報告



## 振り込め詐欺に注意しましょう！！

振り込め詐欺の被害が依然として後を絶ちません。  
怪しい電話などをすぐ信用せず、まずは確認を心がけましょう。



## 総括質疑

3名の委員から4項目の総括質疑がありました。

その内容を要約してご紹介します。

### 『スマート農業への取組について』

#### 質問：佐々木委員

現在、GPS自動操舵ガイダンスシステムを活用している農業者へ、地域農業再生協議会を通して、購入費の一部助成をしている。本村農業の持続可能を確立する上では、更なるスマート農業への取組が重要と思うが、村長の考えを伺う。

#### 答弁：村長

本村の基幹産業である農業の持続的発展のためには、生産体制の充実や生産基盤の整備とともに先端技術を活用したスマート農業への取組を図ることが必要と考える。

村では、平成29年度からGPS自動操舵ガイダンスシステムの導入農業者をモニターに委嘱し情報収集を行っており、労働力の軽減や経営の効率化が図られたとの意見をいただいている。令和2年度も継続して購入費の一部に対し助成を行う。

スマート農業については、国の研究機関で、ICT（情報通信技術）やロボット技術を用いた大規模営農体系モデルの構築と実証を目指した研究が行われている。これらの研究成果の実用化に期待するが、先端技術の導入には、それらの技術や機械がそれぞれの経営体の生産環境条件などに合致するかを判断する必要があり、費用対効果の検証も大切である。

今後もスマート農業への取組を引き続き講じていくが、農産物の生産性は自然の気象条件に大きく左右されることから、土づくりなど栽培技術の基本を励行することも肝要と考える。

#### 質問：佐々木委員

数年来、GPS自動操舵ガイダンスシステムの助成事業を実施しての効果と課題について伺う。

#### 答弁：村長

導入した方々から、労働力の軽減や経営の効率化が図られているという大方の意見をいただいている。中でも、夜間の作業が容易に出来るようになり、翌日の天候を見極めながら、適期に作業が出来たという意見もある。

課題としては、電波障害の発生や大木による電波の遮断で自動操舵が使えなくなるというような事案もあるが、最大の課題は、1台200万円を超える高額な機械なので、価格低下の働きかけも必要と聞いている。

#### 質問：佐々木委員

国では新たに農業の基本的な考え方を示し、米を中心に農産物を輸出することが示されている。そうなった場合、畑・野菜地帯は国際的に競争力を上げるためには、農業機械の投資を下げ、原価に反映させることが重要である。今後も、GPS自動操舵ガイダンスシステム等を使用したスマート農業の取組を継続して、次のステップへ進んでいただきたい。

#### 答弁：村長

国は、2025年に1兆5千億円の農産物の輸出を掲げ、現在取り組んでおり、競争力を上げるためには、コストの削減を図る必要がある。このことは営農を持続する上でも必要な条件であると思っている。先ほど機械の購入費が高いことが課題と申し上げたが、GPS自動操舵ガイダンスシステムにより、誰でも作業が容易にでき、人材確保の面からも十分コストの削減は可能との意見もある。そのようなことから、農作業機械に限らず、第5世代通信（5G）も、流通関係などでもいろいろな活用が考えられ、今後も引き続きスマート農業の取組を進めていく。

### 『人事評価制度のあり方について』

#### 質問：佐々木委員

平成19年国家公務員法改正により、公務員にも人事評価制度が導入されることになり、本村でも試験的な取組がされていると思う。本制度の導入により、従前と比較して、住民サービスと仕事に対する職員の向き合い方、実施の考え等に変化はあったか。人事労務トップの村長として、どのようにとらえているか。

**答弁：村長**

人事評価制度は、平成28年度から導入が義務付けられ、平成28年度は、職員の職務上の行動等を通じて顕在化する能力を把握するための能力評価を実施し、平成29年度からは、職員が果たすべき職務をどの程度達成したかを把握するための業績評価を併せて実施している。

業績評価では、各管理職が組織目標を設定し、それに基づいて、評価される職員が業務遂行上の、問題・課題を整理し、住民サービスの向上や事務の効率化につながるような個別目標を設定している。

成果として、上司と部下による年3回の面談を通じて、目標達成に向けて協議が行われるなどコミュニケーションが図られる中、部署ごとに以前より一体感が高まっていると感じている。また、評価される職員も自己評価より評価が高ければモチベーションが上がり、低ければ次年度に向けての改善点が明確になり、より頑張ろうという気持ちが高まっているのではないかと感じている。

最終的に本制度を、任用、給与、分限へ反映していかなければならないが、昨年4月1日現在の全道の市町村の反映状況は主に大きな市を中心に20%前後と低く、今後全道や管内の状況を見ながら進めていく。

**質問：佐々木委員**

人事評価で重要なことは、部下の職員の意見等を吸い上げながら、目標に向かって進んでいくことだと思う。当然そこには業績評価という部分が付いてくるが、目標達成には、本人の能力以外に周りの職員や上司の携わり方が重要だと思うので、更なる住民サービス等に向けて、本制度を効果的に活用しながら進めていただきたい。

**答弁：村長**

ご指摘のとおり、人事評価の大きな目的は、住民サービスの向上、職員のモチベーションのアップにあると思う。人事評価の任用、給与等への反映については、評価自体をあらゆる面から判断しなければならないという難しさがある。ご意見のとおり、本人だけでなく周りのバックアップ、手助けも当然必要になると思われる。それらを総合的に判断しながら、慎重に進めたい。

**『御保内小学校について』****質問：佐伯委員**

1月の村政懇談会で、村長から御保内保育所を一本化したいという発言があり、先日の議員の一般質問に対して、保育所の一本化を令和3年度から実施したいと答弁された。

御保内小学校は、現在10人前後で児童数が推移する中で学校運営をされている。村長は、以前に10人を切るようなことになったら、小学校の統合も考えたいと発言されていた。地域の住民は、保育所の一本化の次は小学校の統合かと思っているが、村長の考えを伺う。

**答弁：村長**

現在、御保内小学校は、学校としての役割だけではなく、地域の中核的施設として、地域住民のコミュニケーションの場としての役割を果たしており、正に地域が子供たちを育てていく、地域に根づいた学校づくりが行われている。そして、児童にとっては、少人数で先生との距離が近く、丁寧な教育を受けることができ、小さな学校であるがゆえの長所となっている。

しかし、最近の教育では、子供たちには、対話する力、多様な考えを受け止める寛容さ、様々な経験から自ら学び、学びから得られた知識や経験から問題・課題の解決に結びつける習慣を育むことが求められており、そのためには、小さな集団より、一定の人数がいる教室での学習が必要と考える。

また、御保内小学校の運動会、学芸会等の行事は、保育所、保護者、地域の人たちと一体となって実施されており、保育所の統合によって、行事の運営の在り方が従前とは変わってくるものと思われる。

この度、保育所の一本化を先行させていただくが、小学校の将来についても話し合う時期に来ていると考えている。

次代を担う子供たちの教育環境を最優先とし、存続、統合、それぞれの長所・短所を見極める中で、保護者、地域住民との丁寧な協議を行い、方向性を決めていくことが重要であると考えている。

**質問：佐伯委員**

御保内小学校は、保育所の子供たちとともに、運動会、学芸会、そして生涯学習など、地域の学校という形で運営している。こう

いった中で、これらの行事から保育所の子供たちが抜けると、残された小学校の児童たちにも大きな負担が掛かり、非常に不安に思う。また、生涯教育などでも、本当に小さい子供からお年寄りまでみんなでやっている部分がある。このようなことを考えると、やはり小学校の存続についても、令和3年度の保育所の一本化に併せて考え、地域とよく話し合っていくべきではないかと思う。早急に今後の御保内小学校の話を始める考えはないか。

**答弁：村長**

学校の統廃合の課題については、もちろん地域の理解を得なければならないし、また、議会の皆さんの意見も十分反映していかなければならない事案だと思っている。今回、議会の方から御保内小学校の現状、そして今後のことを考えて、統合に向けて執行者として取り進めてはどうかとのご提言は、大変心強く思う。しかし、保育所の一本化と、小学校の統合を同時に進めることは、少しハードルが高いと考える。ただ、令和3年度の保育所の一本化の実現の後に、引き続き御保内小学校の統合について、地域と話を進めながら、取り進めていかなければならないと考える。

**質問：佐伯委員**

ただ今村長が言われた、小学校統合についての「高いハードル」とは何か。

**答弁：村長**

地域の理解を得るのが難しいということハードルとは考えていない。今年、保育所の一本化に向けて地域と協議をする中で、それなりの地域の要望もあった。その中で、保育所は住民課所管、小学校は教育委員会所管で、同時に進めていくということが、執行側として、それだけ余力がないというようなことで「ハードル」という言葉を使わせていただいた。保育所の一本化が実現した後、すぐに次のステップとして、御保内小学校の統合に向けて話を進めていかなければならないと思っている。

**質問：佐伯委員**

確かに御保内小学校は、少人数で目の行き届いた良い学校だが、1学年1人、2人、また欠学もあり、集団行動をする上で様々な弊

害も出ているように思う。そして、小学校と保育所と、同時に統合したほうが、地域の方々も寂しい気持ちが一度で済み、新たに前向きに進むことができるのではないか。

**答弁：村長**

そのような意見もあるが、御保内小学校は、今まで地域活動の拠点となっていた学校という意味からも、やはり同時になくなるのは寂しいという感情がある方もおられると思う。先ほど申し上げたとおり、何よりも執行側としては、職員の体制や、様々な行政課題がある中で、保育所と小学校の統合を同時に進めることは難しいと考える。

また、認定こども園まっかり保育所との統合の理由の一つに、保育士の人材確保が全国的に課題となっている中で、どうしても御保内保育所に配置する分の保育士の確保が難しいこともあり、保育所は、令和3年度をめどに一本化し、その後は小学校の統合について間を空けず取り組みたい。

**質問：佐伯委員**

なんとかして必要人員を集めるのが執行側の仕事であって、保育士の手配ができないので一本化したいというのは残念な発言かと思う。加えて少人数学校の弊害をできるだけ早く解消するためにも、早いうちに統合することが子供たちのためになると思う。

**答弁：村長**

確かに、委員のご意見も一面にはあると思うが、確保の努力を現場で行っても、どうしても保育士が確保できないという現状の中で、保育所の一本化を先に行い、小学校についても、間を置かず統合に向けてとり進めたいと考える。



▲御保内小学校学芸会

## 『財政の現状と課題について』

### 質問：安藤委員

現在、真狩村の歳入の50%以上を地方交付税に依存するなど、自主財源が乏しく、3年前まで12億円あった基金も、今や6億円余りまで減少し、あと数年しか持たないのではと懸念する今、村では少子高齢化が進み、村民の生活のニーズに応えようと努力はしているが、国からの交付税も減少していきばかりである。また、ニセコ、留寿都などの観光エリアに挟まれ、純農村地帯として生きていく中で、今後も大型商業施設や工場などの誘致は見込めず、固定資産税の増加も考えられない。そして、まっかり温泉や道の駅など既存の観光施設に毎年多額の費用を注ぎ込む状況にあり、真狩村の持続的発展を願う一人として、村の将来を非常に憂うものである。このひっ迫した財政状況をどのようにとらえ、今後どのようなビジョンを持っているか。

### 答弁：村長

ここ数年来の地方交付税の減額や、公共施設の老朽化による修繕費等の維持経費が増加している中で、それに対する補助や起債事業がなく財源が確保できない状況が続いたが、ここ最近、ようやく道路や橋梁など、長寿命化計画に基づく補修に対して交付金や起債が付くようになってきた。

また、年齢構成と会計年度任用職員制度による職員の人件費が令和2年度にピークを迎え、賃金や燃料費等の上昇による工事費や委託料の増加、村単独の補助事業の増加等により歳出の抑制が難しい中、財源不足を補うために基金の取崩しが増加しており、基金残高は令和元年度末には6億円程度、令和2年度末で4億5千万円程度になると推計される。

令和2年度予算は、住民サービスに影響が大きい村単独の扶助費や補助費を維持しながら事務経費や施設管理経費等の抑制に努めたが、一般会計約25億8900万円の予算に対して、基金繰入金が1億7100万円となった。このことから令和3年度予算は、24億円台になるよう更なる削減が必要と考えられる。削減できる要素として、職員の人件費が、令和2年度がピークとなるので、令和3年度以降は再任用職員や定年延長も考慮して長期的な採用計画を策定しながら更なる

削減を目指していくが、自主財源に限りがある中で、今後、行財政改革も視野に入れ、更なる歳出の抑制が必要となることも考えられる。

平成18年度から平成22年度にわたり実施した第5次行財政改革では、住民の皆様のご理解とご協力のもと、痛みを分かち合っていたただきながら、5年間で予算規模で6億1千万円の縮減をし、一般財源で累計3億3700万円削減し、財政の健全化に努めた経過がある。

当時の財政状況は、基金残高が備荒資金を含めて6億4300万円、起債残高が66億1千万円で、令和元年度末の備荒資金を含めた基金残高は8億3700万円、起債残高が41億200万円であり、その時より悪化はしていないが、今後も行政全般にわたるコスト意識を一層高めながら、経費の節減と村税をはじめとする収入の的確な確保を図り、今後も住民の皆さんの福祉を妨げることなく、安定した財政基盤の維持に努めたい。

### 質問：安藤委員

真狩村は、観光エリアに囲まれた純農業地帯で、農業にしっかり力を入れていくことは大事だが、周辺がにぎわう中でぼつんと取り残されたような感じもするので、固定資産税や入込みの増加を図るために、もう少し観光やその他の企業誘致等があっても良いと思う。

今、ふるさと納税を考えても、アイデア一つで納税額が増えている町村がたくさんあるので、方法によっては収入増になるのではないか。

### 答弁：村長

本村のふるさと納税は、これまで3700万円が最高だったが、毎年決まって集まるものではなく、高い年もあれば極端に落ちる年もあるようなので、今後少しでもふるさと納税に対する理解者を得ながら伸ばしていきたいと考える。

それでも、まずは財政規模を縮小することに重点を置き、公営住宅の建替えや、社会資本整備などで、交付金があるものはどんどん行い、真狩村の基盤整備、そして住民の福祉の向上のために努めていかなければならないと考える。

**質問：安藤委員**

今は企業と一緒に事業を進める企業版ふるさと納税という制度もあり、道内でも何件か認定されているので、それに向けて登録を考えていくのも一つの策だと思う。

また、経費の削減については、まっかり温泉は一昨年1億円も掛けて温泉を掘ったけれども出なかった。1号井もポンプがいつ壊れるかわからないような状態で、経費がどんと掛かることになる。そう考えると、今のうちに売却という選択は考えられないか。また、フラワーセンターも、今までどんどんお金をつぎ込んでいる大事な観光施設だが、ある程度経営ノウハウを持ったプロの方にお願いすることは考えられないか。

**答弁：村長**

各施設の運営をプロに任せることによって、現状よりも入込みが増え、業績が上がることも考えられるが、そのためには億単位の経費が掛かると聞いたこともある。現在

まっかり温泉は、1100万円前後の指定管理料、そしてフラワーセンターが500万円弱の指定管理料で、この範囲で引き受けてもらえる業者は、まずありえないと考える。ただ、それらも視野に入れて調査をする必要はあるが、今はこのまま地元の人たちに任せていくことが、今いる人たちの生活を守ることになっていくと思っている。

**質問：安藤委員**

今の財政状況を乗り切るためには、今のうちに策を考え、職員や住民の皆さんの意見にも耳を傾けて、いろんな知恵を出し合い、柔軟な姿勢で村の財政運営を進めていただきたい。

**答弁：村長**

より良い方向に進めるべく、いろいろな調査をし、絶えず検討はしていかなければならないと考える。

## 令和2年 第1回臨時村議会

令和2年第1回臨時村議会は3月30日に招集され、会期を1日間と決めた後、専決処分承認1件、補正予算1件を審議し、全て原案どおり可決し閉会しました。

**審議結果**

**■承認第1号**

専決処分の承認を求めることについて（令和元年度 真狩村一般会計補正予算「第12号」）…………… 報告承認

功労者弔慰金10万円を専決で追加し、予算の総額を27億5458万3千円としたものです。

**■議案第1号**

令和元年度 真狩村一般会計補正予算（第13号）…………… 原案可決  
財政調整基金積立金1293万4千円追加、真狩村ふるさと応援基金積立金950万円減額、除雪費749万円減額、臨時保育士賃金365万円減額、産業祭り運営事業補助金240万円減額、プレミアム付商品券事業補助金237万6千円減額、環境保全型農業直接支援対策事業補助金188万円減額など、合計4270万9千円を減額し、予算の総額を27億1187万4千円とするものです。

## 村政はあなたのために… 議会を傍聴しましょう!!

- 村議会定例会は、年4回（3・6・9・12月）開きます。
- 村議会の臨時会は、必要に応じて随時開きます。

お気軽に  
おいでください!!

※真狩村議会は、「飲酒運転根絶宣言」を決議しています！

# 総務産業常任委員会

## 所管事務調査

3月3日に委員会を開催し、次の事項について担当課より説明を受け調査を行いました。

### (1) 地方創生について

#### 【調査の概要】

令和元年度地方創生関連事業の進捗状況等について説明された。

本年度は、第1期地方創生の最終年度で、ようてい・西いぶり広域連携会議、しりべし「まち・ひと・しごと」マッチングプラン、研修センター（シェアハウス）の運営、創業支援事業補助、総合戦略環境整備補助、わくわく地方生活実現政策パッケージ事業（国主体事業）、高校生カフェの運営、ご当地特産品開発支援事業、観光PR事業、ひかり団地宅地造成事業、防災行政無線デジタル更新工事、消費喚起プレミアム商品券発行事業（商工会事業）及びプレミアム付商品券事業（国主体事業）、総合計画及び総合戦略の検討及び策定作業などを実施してきた。

創業支援事業補助は新規創業に係る助成事業で、本年は4件の申請を受理しており、5か年で新規創業8件、規模拡大2件がこの事業を利用しており、その他にも、独自で新規に開業した方が4件あり、総計14件が第1期地方創生の中で創業している。

現在、令和2年度から開始される第2期総合戦略に向け、第1期5か年の総括と向

こう5か年の計画を策定し、地方創生推進会議に諮るべく取組を進めている。第2期の総合戦略についても、人口減少対策を柱に、第1期の計画を引き続き進める方向である。

#### 【主な意見・質疑等】

##### Q 大町委員

観光PR事業では、非常に立派な村の観光パンフレットを作成しているのので、各事業所に配置して、村内全体で積極的に配布するようにしてはどうか。

##### A 酒井総務企画課参事

ご意見のとおり取り組みたい。



▲真狩村観光ガイド・英語版もあります

### (2) 除雪事業について

#### 【調査の概要】

令和元年度執行状況について説明された。

2月20日現在の降雪累計は662cmで、昨年2月末（627cm）より多いが、平年（5年間の平均812cm）より下回っている。1月末現在の降雪日数は52日で昨年（68日）よりも少なく、平年（71日）の7割程度となっている。また、暖かい日が多く、積雪深は平年以下となっている。

委託について、降雪日数が平年を下回っていることにより、1月までの実績額は前年度対比64.3%で、大きく下回っており、平年（5年間の平均）と比較しても78.5%となっている。2月の委託料も平年を下回る見込みであり、最終的に契約額の6割程度と予想される。

直営については、1月までの降雪日数は

平年を下回り、除雪回数も平年を下回ったが、12月の除雪回数が平年並みだったことと、臨時職員の単価改正により、前年より支出額は増加した。

#### 【主な意見・質疑等】

##### Q 佐伯委員

委託は、最終的に契約額の6割程度の見込みということで、除雪請負業者にとっては、大変厳しい状況で、死活問題にもつながり、来年度以降の除雪事業にも支障を来すおそれがあると思われるが、なんとか事業者を救済する方策は考えられないか。

##### A 遠藤建設課長

現在の契約は、契約金額の100%を切った場合は実績額プラス10%、100%を超えた場合は、超えた分から10%をカットして支払うことになっているが、他の自治体で

は最低補償制度を取り入れているところもあるので、管内の状況を調査しながら、検討したい。また、除雪業者に限らずいろ

ろな経済に与える影響もあるので、それらも踏まえて検討したい。

### (3) 真狩高校の運営について

#### 【調査の概要】

生徒募集、寮及び通学の見通し、進路状況、寄宿舎使用料等未納対策について説明がされた。

真狩高校は、現在、1学年34名、2学年39名、3学年26名、計99名が在籍し、令和2年度は30名の出願者があった。仮に出願者全員が入学した場合、令和2年度の生徒数は合計103名となる。

入寮生については、新年度は60名の入寮が見込まれ、寮の定数(78名)の許容範囲である。また、引き続き、51名以上の寮生が確保され、道費負担の先生が1人加配される見込みとなる。

札幌～真狩間の送迎バスについては、最大乗車数53名のバスを予定しており、52名の利用が見込まれ、1台で対応は可能である。真狩～京極間の送迎バスについては、15名の利用が見込まれ、最大乗車数25名のバス1台で余裕がある。

卒業生の進路状況について、就職14名、進学12名と、26名全員の進路が決定している。

真狩高校在籍生徒のうち、半数以上が寄宿舎を利用しているが、特に1・2年生の滞納が増加傾向にあり、未納対策の一環として、新年度から授業料及び寄宿舎使用料の取扱いに関する規則等の整備を行い、徴収事務を進めていく。

#### 【主な意見・質疑等】

##### Q 陰能委員

今回の規則・細則等の整備により、場合によっては退学や停学処置に至るまでの手順がきちんと示され、しっかり対策にあたるという意味が感じられる。これらの整備にあたり、他の学校で運用されているものを参考に策定されたのか。

##### A 西田教育次長

一連の規則等の整備は、道立高校の規定にならって策定しており、道立と同じような形で運用させていただきたい。

##### Q 陰能委員

高校の未納問題については、決算特別委

員会の中でも指摘しており、また、日ごろの職員の徴収に対する努力・苦労は大変だと思う。未収金を回収することは、相手のあることで容易でないと思うが、これらの整備により徴収しやすい体制になればよい。

今回の整備は、授業料と寮費に限定しており、帰省時のバス代や教材費などほかの経費については規則等を適用させることはできないと思うが、どのように考えているか。

##### A 西田教育次長

今回は最終的に退学処分や退舎処分まで規定していることから、授業料、寄宿舎使用料に限定しているが、その他については、今後検討しなければならない。

##### Q 佐伯委員

村立真狩高校は、多くの方々の支援を受けて高校運営がなされているので、規則等の整備は必要で、何らかの罰則があっても致し方ないかと思うが、できるだけ退学者などを出さないように、指導、話し合いの上、厳しく接するところは厳しくし、運営していただきたい。

##### A 西田教育次長

退学者・退舎者を出すことが本意ではなく、きちんと支払っていただくための一環として今回規則等の整備をした。年度当初に保護者の方に、真狩高校の運営状況と制度の説明をし、理解いただいて、必要経費についてはきちんと納めていただくように話していきたい。

#### ◎閉会中の所管事務調査申出事項

令和2年第1回真狩村議会定例会において、総務産業常任委員会は、閉会中の所管事務調査事項について次のとおり申出することに決定した。

- (1) 地方創生について(総務企画課)
- (2) 真狩高校の運営について  
(教育委員会)
- (3) 学校教育について(教育委員会)
- (4) 子育て支援について  
(住民課・保育所)

# 議 会 活 動

## 北海道議会 村田議長に要望書提出！

羊蹄山麓7町村では、3月の定例議会で一斉に「訪日外国人等に係る倶知安厚生病院に対する認定要件の見直し特例を求める要望決議」(14ページ参照)を議決し、これをもって、3月26日、羊蹄山麓町村議会正副議長会として、北海道議会村田議長に要望活動を行いました。当会では、機会を見計らい、引き続き国等へ対しても要望活動を実施していきます。

非常にハードルは高い案件ですが、このことにより、倶知安厚生病院の訪日外国人に対する自由診療が認められ、少しでも経営負担

の軽減につながり、ひいては、山麓7町村の負担減になることを願うものです。



▲村田北海道議会議長に要望

## 議 会 日 誌

令和2年2月～令和2年4月

令和2年  
2月

- 1日 道議会議員いちはし修治2020新春の集い (倶知安町、向井議長出席)
- 12日 羊蹄山麓町村議会正副議長会議長会議 (札幌市、向井議長出席)
- 12日～13日 後志町村議会議長会定期総会・行政懇談会 (札幌市、向井議長出席)
- 19日 自衛隊入隊予定者山麓・岩宇・南後志地区合同激励会 (倶知安町、向井議長出席)
- 23日～24日 後志地域まちづくり学習会・第14回道議会議員村田のりとし新春の集い (札幌市、向井議長出席)
- 26日 羊蹄山麓町村議会正副議長会議長会議 (喜茂別町、向井議長出席)
- 28日 後志広域連合議会定例会 (倶知安町、佐伯副議長出席)

3月

- 3日 総務産業常任委員会
- 6日 議会運営委員会

9日～13日

- 令和2年第1回定例村議会及び予算特別委員会
- 26日 後志教育研修センター組合議会定例会 (倶知安町、佐伯副議長出席)  
羊蹄山麓町村議会正副議長会要望活動 (札幌市、向井議長・佐伯副議長出席)
- 27日 羊蹄山麓環境衛生組合議会定例会・羊蹄山ろく消防組合議会定例会 (倶知安町、安藤議員・大町議員出席)
- 30日 令和2年第1回臨時村議会

4月

- 16日 産業まつり実行委員会役員会 (向井議長出席)
- 23日 広報編集委員会

### 寄付行為の禁止

- 議員は、選挙区内の方にお金や物を送ることは、公職選挙法で禁止されており、有権者が求めてもいません。
- ご理解をお願いします。

## 編 集 後 記

議会だより172号を読んでもいただき、ありがとうございました。

皆さん、「健康寿命」という言葉をお聞きになったことがあると思います。介護も受けなくて、自立して過ごしている年齢ですが、全国平均では、男性が約72歳、女性で約75歳とされています。真狩村は、たぶん、もう少し高いのではないかと思います。

健康寿命を伸ばすことは、医療費や介護費の減少にもつながります。健康寿命を伸ばす方法として、①毎日の適度な運動＝少しの運動でも筋力は保てます。②バランスの良い食事＝たんぱく質を多く取りましょう。③社会とのつながりを大事に

しましょう。

さて、新型コロナウイルスは、見えない敵との戦いです。この議会だよりがお手元に届く頃には、収束していることを願うばかりですが、健康寿命を伸ばす生活が、ひいてはウイルスに勝つこととなります。決して油断せず、恐れず、天気の良い日は、屋外に出て散歩しましょう。(久保田)

### 発行責任者

議 長／向井 忠幸

### 広報編集委員会

委 員 長／佐伯 秀範・副委員長／陰能 裕一  
委 員／久保田伸一・委 員／大町 徹